

美郷町住宅リフォーム緊急支援事業

快適で安全な生活を応援するため、住宅の増改築やリフォーム工事、自然災害で被災した住宅の復旧工事に対して費用の一部を補助します。秋田県が実施する「住宅リフォーム推進事業」との併用も可能ですので、ぜひご活用ください。

《こんな工事が対象となります！（工事の一例）》

- ・屋根の張替えや塗装、外壁の張替え
- ・内装工事（部屋の新設や間仕切りの変更、台所やトイレなどの水回りの改修
- ・バリアフリー化（手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張）・・・など

《補助対象者》

- ①自己所有で本人が居住する住宅の増改築やリフォーム工事を行おうとする方
豪雪や強風などの自然災害で被害を受けた住宅の復旧工事を行おうとする方
- ②町内に住民登録している個人の方
- ③美郷町の税金や使用料などを滞納していない方

《対象となる住宅》

- ・一戸建て住宅（自家用車用の車庫や物置も対象となります）
※店舗などを兼ねる併用住宅の場合は、居住部分が全体の1／2以上であること

《対象となる工事の条件》

- ・自己居住部分のリフォーム工事で費用が20万円以上（消費税込）となるもの **NEW**
- ・町内の事業所または町内の個人事業者が施工すること
- ・令和8年3月30日（月）までに工事完了実績報告書を提出できること

《補助金額》

○一般リフォーム工事の場合 …対象工事費の 10%（上限額 10万円）

○省エネ・断熱化工事の場合 …対象工事費の 15%（上限額 15万円） **NEW**

- ・窓の改修工事
- ・既存の屋根、天井、外壁または床の断熱改修工事
- ・節水型トイレへの改修工事
- ・ユニットバスへの改修工事
- ・熱交換型換気設備への改修工事
- ・LED照明設備への改修工事
- ・高効率給湯機への改修工事

製品の性能等の詳しい基準についてはお問合せください

○自然災害復旧工事の場合 …対象工事費の 20%（上限額 10万円） **NEW**

- ・役場住民生活課から「り災証明書」が発行されていること

※過去に補助を受けた住宅でも、同一箇所を工事する場合は前の工事から10年、別の箇所を工事する場合は5年が経過していれば改めて補助金を申請することができます。

令和7年度は	同一箇所を工事する場合	平成26年度	以前に補助を受けた住宅
	別の箇所を工事する場合	令和元年度	

また、自然災害の復旧工事は被災の都度に1回補助を受けることができます。

《補助対象とならないもの》

- ・門、塀などの外構のみの工事
※ 居住部分の工事に関連する場合は対象に含めます
- ・業務用建物（店舗・工場・農業施設等）の工事
- ・公共工事に伴う補償費の対象となる工事
- ・補助金の交付が適当でないと判断される工事



裏面もご覧ください⇒

《申請の方法・補助金交付までの流れ》



	一般リフォーム 工事	省エネ・断熱化 工事	自然災害の 復旧工事
工事の契約	施工業者と工事の契約書を交わす（金額、工期を確定させる） ※町内の事業所または町内の個人事業者と契約してください。		
補助金の申請	役場建設課にリフォーム補助金の申請書類を提出する ※補助金の申請は、着工前に行ってください。		
必要書類	①補助金交付申請書 ②工事契約書および見積書の写し ③工事着工前の写真 ④製品の性能が分かる仕様書やカタログの写し ④「り災証明書」の写し		
補助金の交付決定	申請内容の確認後、補助金の交付決定通知書が届く ※工事の完了後に提出する実績報告書、請求書の用紙も一緒に届きます。		
工事の実施～完了、工事代金の支払	※工事着工前、施工中、工事完了後の写真を撮ってください。 省エネ・断熱化工事の場合は、材料等の検収写真を撮ってください。 ※施工業者から工事代金の領収書をもらってください。		
実績報告書、補助金請求書の提出	工事完了実績報告書、補助金交付請求書などの書類を役場建設課に提出する		
必要書類	①工事完了実績報告書 ②施工箇所の写真（工事着工前・施工中・完了後）、材料等の検収写真 ③建築基準法の規定による検査済証の写し（ある場合） ④工事代金の領収書の写し ⑤補助金交付請求書 ⑥通帳等の写し（振込先口座の内容が確認できるページ）		
補助金の入金	請求書の受理から10日～3週間程度で指定口座に振り込まれます。 振込みのお知らせはしていませんので、通帳記帳などでご確認ください。		

申請書ダウンロード （美郷町ホームページ）	http://www.town.misato.akita.jp/jyuutaku/659.html	
美郷町電子申請システム （L o G o フォーム）	https://logoform.jp/form/6mUw/702878	

お
願
い

- ・工事着工前に申請書を提出してください。
- ・**着工前の写真と完了後の写真を忘れず**に撮影してください。
- ・工事完了実績報告書は、申請した年度の3月30日までに提出してください。
- ・**予算がなくなった時点で受付を終了します**ので、あらかじめご了承ください。
- ・本事業について分からないことがありましたら、工事をする前に担当までご相談ください。

問い合わせ先 美郷町役場建設課 建設管理班 0187-84-4910